摺上川	福島県伊達市字諏訪前一番地先の道路橋	阿武隈川への合流点	福島
広瀬川	左岸　福島県伊達市梁川町字上川原十六番の一地先	阿武隈川への合流点	伏黒
荒川	右岸　同市同町字鶴ヶ岡十六番の一地先	阿武隈川への合流点	八木田
	左岸　福島県福島市佐原字山神前三番の一地先		
	右岸　同市荒井字地蔵原六十一番地先		

改める。

○国土交通省告示第十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

北上川水系の項中磐井川の項の次に次の三項を加える。

支川		
豊沢川	左岸	岩手県花巻市豊沢町五十番地先豊沢橋下流端
	右岸	同県同市桜町一丁目二十六番の一地先豊沢橋下流端から北上川合流点まで
支川		
和賀川	左岸	岩手県北上市黒沢尻町字町分二十地割六十八番の二地先九年橋下流端から北上川合流点まで
	右岸	同県同市鬼柳町下鬼柳第五地割十五番の一地先九年橋下流端
支川		
胆沢川	左岸	岩手県胆沢郡金ヶ崎町大字西根字土橋上六十八番地先東北本線胆沢川橋梁下流端から北上川合流点まで
	右岸	同県奥州市水沢区佐倉河字八ッ口六十二番の二地先東北本線胆沢川橋梁下流端

阿武隈川水系の項中阿武隈川の項の次に次の五項を加える。

支川		
釈迦堂川	左岸	福島県須賀川市大字西川字牛袋百七十一番の一地先の国道橋から阿武隈川合流点まで
	右岸	同
支川		
笹原川	左岸	福島県郡山市安積町荒井字道場六十七番の四地先から阿武隈川合流点まで
	右岸	同県同市同町笹川字広町二十八番の一地先
支川		
松川	左岸	福島県福島市本内字松川畑二番の四地先の国道橋から阿武隈川合流点まで
	右岸	同
支川		
摺上川	左岸	福島県伊達市諏訪前一番地先の国道橋から阿武隈川合流点まで
	右岸	同
支川		
広瀬川	左岸	福島県伊達市梁川町字上川原十六番の一地先から阿武隈川合流点まで
	右岸	同県同市同町字鶴ヶ岡十六番の一地先

人事異動

内閣

国務大臣　藤井　裕久

願に依り本官を免ずる

同　菅　**直人**

財務大臣を命ずる

同　川端　達夫

内閣府特命担当大臣を命ずる

内閣府特命担当大臣　川端　達夫

科学技術政策を担当させる

同　菅　**直人**

科学技術政策担当を解く

国務大臣　仙谷　由人

税財政の骨格や経済運営の基本方針等について企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる

同　菅　**直人**

税財政の骨格や経済運営の基本方針等について企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く

同　千葉　景子

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国務大臣に指定する

同　川端　達夫

内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣に指定する

同　千葉　景子

内閣法第九条の規定による臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣の指定を解く（以上一月七日）

（警察庁長官官房付）警視長　荻野　徹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　早川　治

警察庁に出向させる（以上一月八日）

法務省

市川　政雄　大倉　健司　鈴木　泰介

西田　貴麿　普川　宣弘　細田　進

丸山　晴広　山本　憲一

平成二十二年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する

任期は平成二十二年十二月三十一日までとする（各通）

検事　小野瀬　厚

同　佐藤　哲治

平成二十二年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十二年十二月三十一日までとする（各通）（以上一月十二日）

財務省

財務事務官に任命する　中尾　潤

大臣官房企画官を命ずる（一月八日）

（大臣官房付・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　江島　一彦

大臣官房文書課企画調整室長を命ずる

財務大臣秘書官事務取扱を免ずる

（大臣官房文書課企画調整室長兼大臣官房文書課業務企画室長）同　河村　直樹

大臣官房企画官を命ずる

（大臣官房付）同　大矢　俊雄

財務大臣秘書官事務取扱を命ずる（以上一月十二日）